

平成29年10月25日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を
行う基幹放送局の予備免許について
(平成29年10月25日 諮問第25号)

[東北広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(入江課長補佐、岡本主査)

電話：03-5253-5737

**99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する
移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の
予備免許について**

(東北広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

平成29年10月25日
情報流通行政局

背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯域の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(以下「V-Lowマルチメディア放送」という。)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、平成27年に九州・沖縄広域圏、関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、平成28年に東海・北陸広域圏の親局に対して予備免許を交付した。

【これまでの経緯】

- 平成25年 9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表
- 12月 制度整備(改正省令等公布・施行)
- 平成26年 7月 株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定(「北海道」並びに「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の各広域圏)
- 平成27年 6月 V-Low福岡局(九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年11月免許)
- 7月 V-Low東京局(関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年12月免許)
- 10月 V-Low大阪局(近畿広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(平成28年2月免許)
- 平成28年 2月 V-Low名古屋局(東海・北陸広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年6月免許)

諮問の概要

- 今般、株式会社VIPから、東北広域圏について、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項の規定に基づき、無線局(親局)開設の申請がなされた。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条第1項の規定に基づき予備免許を付与することとしたい。
(予備免許に当たっては、既設無線局との干渉調整のため、同法第104条の2第1項の規定に基づき条件を付す予定。)

申請の概要

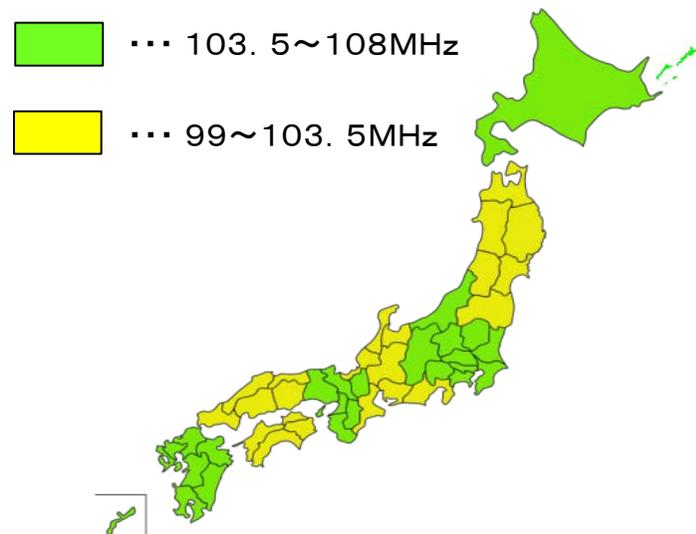
- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 申請者 | 株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦) |
| (2) 無線局の名称 | V-Low仙台(東北広域圏V-Lowマルチメディア放送親局) |
| (3) 運用開始の予定期日 | 免許の日から6月以内の日 |
| (4) 希望する周波数及び空中線電力 | 99MHzから103.5MHzまで 4kW |
| (5) 無線設備の設置場所 | 送信所:宮城県仙台市、演奏所:宮城県仙台市 |

申請者の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 本社所在地 | 東京都千代田区麴町 |
| (2) 設立 | 平成26年1月16日 |
| (3) 資本金 | 約28億円(資本準備金を含む) |
| (4) 出資者 | 株式会社ジャパンマルチメディア放送 |
| (5) 主な事業 | マルチメディア放送の基幹放送局提供事業 |
| (6) 役員(常勤) | |
| 代表取締役社長 | 仁平 成彦 (兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部副本部長) |
| 取締役 | 川島 修 (兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長
兼 同社i-dio事業本部開発部長) |
| | 土屋 正己 (兼 株式会社エフエム東京執行役員i-dio事業本部長
兼 東京マルチメディア放送株式会社常務取締役
兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送常務取締役) |
| | 五味 良二 (兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部開発部) |
| 監査役 | 松永 香織 (兼 株式会社エフエム東京業務監査部長
兼 同社経営戦略室経営計画部長
兼 同社グループ経営管理室専任部長弁護士
兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送監査役) |

使用可能な周波数

- 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99~103.5MHz
- 北海道、関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、九州・沖縄広域圏
103.5~108MHz



審査結果

以下に照らし審査した結果、いずれも適合していると認められる(主な審査結果の概要は以下のとおり)。

- 電波法第7条第2項第1号(工事設計及び電気通信設備の技術基準への適合性)
- 同項第2号(周波数の割当可能性)
- 同項第3号(業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力の有無)
- 同項第7号(基幹放送局の開設の根本的基準への適合性)

(1) 技術審査

次の項目について審査を実施。

- 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 周波数の割当可能性【電波法第7条第2項第2号】
- 業務を維持するに足りる技術的能力の有無【電波法第7条第2項第3号】
- 既設無線局の運用等への影響の有無(基幹放送局の開設の根本的基準関係)【電波法第7条第2項第7号】

⇒ 審査の結果、いずれの項目も適合している※ものと認められる。

※予備免許に当たり、既設無線局(航空無線航行業務の無線局)との干渉調整のため、試験電波の発射に際して段階的に出力を上げることとする等の条件を付すこととする。

(2) 特定基地局の開設指針への適合性(基幹放送局の開設の根本的基準関係)【電波法第7条第2項第7号】

- 申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月15日に総務大臣の認定を受けたもの。
- 本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定(世帯カバー率等)を満たす計画であるため、適合していると認められる。

平成28年2月の東海・北陸広域圏の親局の予備免許時点での事業計画を見直し・変更。

(3) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無【電波法第7条第2項第3号】

○事業収支見積り

収入、支出が適切に計上されており、平成32年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっている。

(百万円)

・売上高:主にソフト事業者からの放送局設備提供役務料金収入を計上。
(平成28年度以降の放送局設備提供役務料金を見直し(減額)した。)

・営業費用:技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上。
減価償却費は主に特定基地局の整備に係るもの。

※今後、平成33年度までの5年間で、開設計画上の大規模・中規模局52局、小規模局132局、計184局(約136億円)を整備予定。

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
売上高	671	1,021	1,623	3,104	4,814
営業費用	1,792	1,919	2,518	2,606	2,882
営業利益	▲1,122	▲898	▲895	498	1,932
当期純利益	▲1,192	▲998	▲1,096	269	1,707
利益剰余金	▲2,360	▲3,359	▲4,455	▲4,186	▲2,479

(参考) (株)VIPは、7地域のうち、平成28年3月に関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、及び九州・沖縄広域圏において、平成28年7月に東海・北陸広域圏においてサービスを開始した。今般は、東北広域圏において平成29年度内にサービスを開始すべく予備免許申請を行うもの。中国・四国広域圏については平成29年度内、北海道については平成30年度内のサービス開始をそれぞれ見込んでいる。事業収支見積りはこのスケジュールを前提としている。

○キャッシュフロー

・5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者(株)VIPの親会社である(株)ジャパンマルチメディア放送から120億円を借り入れ、また、40億円の増資を行うこととしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

・また、(株)ジャパンマルチメディア放送においては、(株)VIPへの貸付に充てる資金として、5年間で140億円の外部資金調達を行う計画。

⇒ 以上のとおり、事業収支見積り等の記載内容は、客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められる。